

## 鳥取県告示第 169 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり・トラベルボランティア・ネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

長谷川 泰二

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡南部町池野553-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障がい者を有する人や、配慮が必要な高齢者その他の社会的な障壁等の何らかの要因により支援を必要とする方々に対して、まごころのこもった旅への相談サービスや障がいの状況に応じた旅行の支援活動に関する事業を行い、その貴重な旅を通してすべての人々が、人間として生きる喜びや新たなチャンスを創り出す機会として夢を適えることができる心豊かなやさしい社会の実現に寄与することを目的とする。